

■ 定額郵便貯金規定

1 取扱郵便局の範囲

定額郵便貯金（以下「この貯金」といいます。）は、特に取り扱わないことを公社所定の方法により公表した郵便局以外の郵便局において預入又は払戻しができません。

2 預入金額

(1) この貯金の預入金額は、1,000円、5,000円、1万円、5万円、10万円、50万円、100万円又は300万円とします。

(2) 貯金証書が通帳式（1冊につき公社所定の件数までの預入の申込みができる貯金証書の用紙をつづったものを用いる様式）の場合、この貯金は公社の現金自動預払機により預入できます。この場合において、同時に預入されたこの貯金の合計金額が、前項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のものを1口の預入金額とします。

3 貯金証書の交付

(1) この貯金の貯金証書の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、公社が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。

(2) 通帳式の場合は、所定の印鑑欄に押された印章（又は署名）をもって、2件目以降の預入に係る印章（又は署名）として取り扱います。

4 証券等の受入れ

(1) 証券等を受け入れたときは、受入日を預入日とします。

(2) 預入した証券等につき、その表示する金額による決済ができなかったとき又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかったときは、その預入は、初めからなかったものとして取り扱います。この場合、その旨を預金者に通知するとともに、公社所定の方法により、当該証券等を返却します。

5 10年が経過した後における貯金等

(1) この貯金は、郵便貯金法の規定に基づき、預入の日から起算して10年が経過したときは通常郵便貯金になります。この場合において、この貯金の貯金証書と通常郵便貯金の通帳との引換交付又は他の通常郵便貯金の通帳への転記の請求をしようとするときは、公社所定の請求書に記名押印（又は署名）し、貯金証書を添えて郵便局に提出してください。

(2) 前項にかかわらず、この貯金の貯金証書により払戻金の払渡しを受けようとするときは、貯金証書の所定の欄（通帳式にあっては、公社所定の払戻請求書）に記名押印（又は署名）し、郵便局に提出して（通帳式にあっては、当該貯金証書を添え

- て) 請求してください。この場合、公社所定の方法により払い渡します。
- (3) 前項の場合において、払い渡されていない貯金又は利子があるときは、その金額を記載した払戻証書を公社所定の方法により発行しこれを請求人に交付します。
 - (4) この貯金の払戻しの請求による払戻金の全部を払戻証書により受けようとするときは、貯金証書（通帳式にあつては、公社所定の払戻請求書）に貯金の全部払戻しを請求する旨を記入し、かつ、記名押印（又は署名）し、郵便局に提出して（通帳式にあつては、当該貯金証書を添えて）ください。
 - (5) 第2項及び前項により貯金証書の所定の欄（通帳式にあつては、公社所定の払戻請求書）に使用された印影（又は署名）をこの貯金の貯金証書の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたう例えば、偽造、変造その他の事故があつてもそれにより生じた損害については、公社は責任を負いません。
 - (6) 通常郵便貯金については、本規定に定めるほか、通常郵便貯金規定により取り扱います。
 - (7) 同時に預入された2口以上の定額郵便貯金が通常郵便貯金となった場合の通常郵便貯金の利子については、当該通常郵便貯金の合計額をもって通常郵便貯金規定第8条（利子）の規定を適用します。

6 10年経過前の払戻し

- (1) この貯金を預入の日から起算して10年が経過する前（据置期間内は除きます。）に払戻しの請求をしようとするときは、貯金証書の所定の欄（通帳式にあつては、公社所定の払戻請求書）に記名押印（又は署名）し、郵便局に提出して（通帳式にあつては、当該貯金証書を添えて）ください。
- (2) 前項の払戻しにおいては、前条第3項及び第4項の規定を準用します。

7 利子

- (1) この貯金の利子は、預入の月からこの貯金が通常郵便貯金となる日の属する月（通常郵便貯金となる日が預入の月の応当月に該当しないときは当該通常郵便貯金となる日の前日の属する月）の前月までの月数及び公社所定の利率によって6か月複利の方法で計算し、当該通常郵便貯金となる日の前日を区切り、元金に加えます。
- (2) この貯金を預入の日から起算して10年が経過する前（据置期間内は除きます。）に払い戻す場合、その利子は、払戻しの日に預入の月から払戻しの月の前月までの月数及び公社所定の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、元金とともに払い渡します。
- (3) この貯金を据置期間内に払い戻す場合、その利子は、預入の月から払戻しの月の前月までの月数及び通常郵便貯金（通常郵便貯金規定の適用のあるものをいいます。）の利率を目安として公社が定める利率によって計算し、元金とともに払い渡します。
- (4) この貯金の利子は、月割で計算します。利子の金額（同時に預入された2口以上の

この貯金の払渡しを同時に行うときは、一の貯金ごとに計算した金額の合計額は、円未満は切り捨てます。

- (5) この貯金の利子は、預入の月から6か月ごとを利子計算基準月とし、預入の月又は前回利子計算基準月から次の利子計算基準月までの利子を前項の方法により計算し、その金額に1銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、元金にこの利子を組み入れたものを次の利子の計算における元金として計算します。

8 据置期間内における貯金の払戻し

- (1) 預金者の申出に基づき、公社がやむを得ないものと認めてこの貯金を据置期間内に払い渡すときは、貯金証書の所定の欄（通帳式にあっては、公社所定の払戻請求書）に記名押印（又は署名）し、郵便局に提出して（通帳式にあっては、当該貯金証書を添えて）請求してください。
- (2) 前項の払戻しにおいては、第5条第3項及び第4項の規定を準用します。

9 規定の適用

この貯金には、本規定のほか、「郵便貯金共通規定」及び「定額郵便貯金等共通規定」が適用されます。

10 規定の改定

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、郵便局の窓口等での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年4月3日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定による改正前の定額郵便貯金規定（以下この条において「改正前規定」といいます。）附則第2条（経過措置）において、改正前規定による改正前の定額郵便貯金規定（以下この条において「旧規定」といいます。）第8条（利子分割払の取扱い）の規定により取り扱うこととされたこの貯金については、この改正規定の実施後も旧規定第8条（利子分割払の取扱い）の規定により取り扱います。